

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

石川町長

入居資格確認通知書

年 月 日付けで申請のありました入居資格確認申請につきまして、石川町多子世帯・ひとり親世帯家賃低廉化補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項及び第4項の規定により、入居資格の確認を行いましたので、次のとおり通知します。

1 入居者

No	氏名
1	
2	
3	
4	
5	

2 入居者資格

資格の有無	有 ・ 無
入居者区分 (施行令第2条第2項に規定する収入の区分)	第 区分

3 注意事項

- (1) 本通知書は入居資格を通知するものであり、入居を保証するものではありません。
- (2) 要綱第6条第2項の規定による入居予定者の入居資格の確認結果については、本通知の交付があった日の翌5月末までに家賃低廉化住宅の賃貸借契約を締結した者に限り有効とします。
- (3) 1に記載の入居者のみが入居できるものとします。
- (4) 要綱第6条第4項の規定による入居者の入居資格の確認結果については、本通知書の交付があった年度の10月1日より適用するものとします。
- (5) 要綱第13条第4項の規定により、6年以内を補助の算定対象とした期間とします。

石川町役場→入居予定者・入居者